

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 2 項に基づく JPRS 第 13 期(2012 年)決算等の報告

一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

日 時： 2013 年 * 月 * * 日(*) **:**～**:**

場 所： 総務省

内 容： JPRS 決算等の報告(JPRS 株主総会資料に基づく報告)

配布資料： 資料1 JPRS 第 13 回定時株主総会召集通知(添付書類含む)

資料2 平成 24 年度比較貸借対照表

資料3 平成 24 年度比較損益計算書

資料4 JP ドメイン名レジストリレポート 2012 1~12

JP ドメイン名移管理業務管契約/抜粋

第 14 条 (JP ドメイン名の公共性の担保)

1. 乙は、JP ドメイン名諮問委員会の答申、及びそれに対する乙の対応等について、甲に対して隨時報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
2. 乙は、財務及び経理等に関し、別途甲乙協議の上決定された事項について、甲に対して、少なくとも年 1 回報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
3. 甲及び政府当局は、いずれか一方からの求めに応じて、乙が前条に定める責任事項に違反しているかについて相互に協議を行い、違反があると判断した場合は、乙に改善を勧告する。
4. 前項の勧告が、前条に定める責任事項に関する重大な違反によるもので、乙が正当な理由なくして違反状態を是正しない場合には、甲及び政府当局は相互に協議の上、乙に対して本件業務の再移管の予告を書面によって通知する。
5. 乙が、前項の予告通知を受けてから合理的な期間内に正当な理由なく違反状態を是正しない場合、甲及び政府当局は相互に協議の上、本件業務の再移管を決定する。
6. 乙が破産若しくは支払不能の状態になった場合、又は前項により再移管が決まったときは、甲と政府当局は、相互に協議の上、速やかに新たな移管先を決定する。
7. 甲及び政府当局は、乙が契約を行うエスクロー・エージェントについての承認を行い、乙は、当該エスクロー・エージェントと契約を結ぶものとする。